論　説

相殺適状の意義について
――民法505条１項と民法508条との関係――

大　木　　満

1　はじめに
2　最高裁平成25年２月28日判決
3　民法505条１項の相殺適状の意義如何
4　民法508条の相殺適状の意義
（1）　民法508条の文理
（2）　民法508条の趣旨
（3）　債権譲渡と相殺での利益調整との比較
5　むすび

1　はじめに

民法505条１項の相殺適状の意義について、相殺適状にあるためには、双方の債権の弁済期が現実に到来していることが必要なのか、それとも期限の定めのある受動債権については受働債権の弁済期が未到来でも受働債権の期限の利益を放棄して相殺できるので自働債権の弁済期が到来さえしていればよいのか。換言すれば、自働債権の弁済期が到来しているが、受働債権の弁済期が未到来の場合に期限の利益を現実に放棄し又は期限の利益を現実に喪失していることが必要か、それとも期限の利益の放棄可能性で足りるのか。また時効消滅前に相殺適状であれば時効により消滅した債

権を自働債権として相殺できると定める民法508条にいう相殺適状の意義は民法505条1項の相殺適状と同義かどうか。こうした問題について、あまり従来踏み込んだ議論がなされてきたとはいえないところ、平成25年に最高裁の注目すべき判決（最高裁平成25年2月28日判決民集67巻2号343号、以下、最高裁平成25年判決ともいう）が出され、多くの判例評釈等がなされることとなった[1]。とくに、消滅時効の期間が完成した過払金返還請求権を自働債権として、貸付金残債権との間でなされた相殺の主張が否定されたため、事案解決の妥当性の観点からも注目された判決といえよう。この判決（主として下記2の判旨①）を参照して、以下、一般論的な観点から相殺適状の意義について考えてみたい[2]。

2　最高裁平成25年2月28日判決

（民集67巻2号343号、判時2182号55頁　一部破棄自判　一部破棄差戻）

【事実】

（1）　X（原告・被控訴人・被上告人）は、貸金業者であるY（被告・控訴人・上告人）との間で、平成7年4月17日から平成8年10月29日まで、利

（1）　判例評釈等として、北居功「判批」民商148巻3号316頁、金山直樹「取引裁判例の動向」民事判例Ⅶ2013年前期6頁、前田太朗「判批」速判解（Watch）13号81頁、山地修「判批」ジュリ1462号94頁、深谷格「判批」法時86巻8号122頁、久保宏之「判批」リマークス48号30頁、石垣茂光「判批」判時2208号（判評661号）144頁、小野秀誠「判批」市民と法86号10頁、藤澤治奈「判批」平成25年度重判解（ジュリ1453号）79頁、松久三四彦「消滅時効が完成した債権による相殺―最一小判平成25年2月28日民集67巻2号343頁及び民法（債権関係）の改正に関する中間試案の検討を中心に―」青竹正一先生古稀記念『企業法の現在』（2014年・信山社）29頁、水津太郎「判批」民事判例Ⅷ94頁、山地修「判批」曹時66巻10号2894頁、瀬戸口祐基「判批」法協131巻10号2153頁、松田佳久「判批」創法44巻2号239頁、新井敦志「判批」立正48巻2号175頁等がある。

（2）　もっとも本判決自体の検討には多角的な検討が必要である。小野・前掲注（1）16頁は相殺や時効の本質論、充当理論との関係など多方面からの検討が、水津・前掲注（1）95頁は重層的な検討が求められるとする。

息制限法所定の制限を超える利息の約定で継続的な金銭消費貸借取引を行った。この取引の結果、取引終了時点において、18万953円の過払金（⇒自働債権）が発生していた。

（2）　Xは、平成14年1月23日、貸金業者のA株式会社との間で、金銭消費貸借取引等による債務を担保するため、自己の所有する各不動産に極度額を700万円とする根抵当権を設定し、Aは、同月31日、Xに対し、457万円を貸し付けた。この金銭消費貸借契約には、Xが同年3月から平成29年2月まで毎月1日に約定の元利金を分割弁済することとし、その支払いを遅滞したときは当然に期限の利益を喪失する旨の特約があった。

（3）　Yは、平成15年1月6日、Aを吸収合併する旨の登記を完了して、Xに対する貸主の地位を承継した（⇒貸付金債権についての期限の利益の放棄の可能性）。

（4）　Xは、A及びYに対し、上記の貸付けに係る元利金について継続的に弁済を行い、平成22年6月2日の時点において、残元金の額は188万8111円（以下「本件貸付金残債権」⇒受働債権）であった。Xは、同年7月1日の返済期日における支払いを遅滞したため、本件特約に基づき、同日の経過をもって期限の利益を喪失した。

（5）　Xは、平成22年8月17日、Yに対し、本件過払金返還請求権を含む合計28万1740円の債権を自働債権とし、本件貸付金残債権を受働債権として、対当額で相殺する旨の意思表示をし、加えて、同年11月15日までに、Yに対し、上記の相殺が有効である場合における本件貸付金残債権の残元利金に相当する166万8715円を弁済した。それに対して、Yは、平成22年9月28日、Xに対し、本件過払金返還請求権については、上記（1）の取引が終了した時点から10年が経過し（平成18年10月の時点）、時効消滅しているとして、その時効を援用する旨の意思表示をした。

そこで、本件根抵当権の元本は確定しているところ、Xは、上記の相殺及び弁済により、その被担保債権は消滅したとして、根抵当権の抹消登記を求めた（本訴請求）。他方、Yは、反訴請求として、貸付金の残元金

の支払いを請求した。ここでは、民法508条の適用に当たって、本件過払金返還請求権が時効消滅する前に、本件過払金返還請求権と本件貸付金残債権が相殺適状にあったかどうか、すなわちこの場合における相殺適状の意義などが争われた。

一審と同様、原審は、X は、本件貸付金残債権の期限の利益を放棄しさえすれば、これを受働債権として本件過払金返還請求権と相殺することができたのであるから、A の吸収合併により Y と X との間で債権債務の相対立する関係が生じた平成15年 1 月 6 日の時点で、本件過払金返還請求権と本件貸付金残債権とは相殺適状にあったとして、X の請求を認容し、Y の反訴請求を棄却した。そこで Y から上告受理申立てがなされた。

【判旨】

①「既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、受働債権につき、期限の利益を放棄することができるというだけではなく、期限の利益の放棄又は喪失等により、その弁済期が現実に到来していることを要する」、②「当事者の相殺に対する期待を保護するという民法508条の趣旨に照らせば、同条が適用されるためには、消滅時効が援用された自働債権はその消滅時効期間が経過する以前に受働債権と相殺適状にあったことを要する」とした上で、本件では、本件過払金返還請求権と本件貸付金残債権とが相殺適状になったのは、特約に基づき期限の利益を喪失した平成22年 7 月 1 日の経過時点とした。本件過払金返還請求については、結果として、相殺適状時において既に消滅時効期間が経過していたから、本件過払金返還請求権と本件貸付金残債権との相殺に同条は適用されず、X がした相殺はその効力を有しないとした。

なお、上記①について、形式的理由として民法505条 1 項の「双方の債務が弁済期にあるとき」という文理を、実質的理由として「受働債権の債務者がいつでも期限の利益を放棄することができることを理由に両債権が

相殺適状にあると解することは、上記債務者が既に享受した期限の利益を自ら遡及的に消滅させることとなって、相当でない」ということを挙げる。

以上のように、本最高裁判決は、民法505条１項の相殺適状と民法508条の相殺適状を同義であることを前提にして、民法508条においても相殺適状であるためには、自働債権と受動債権の双方の債権の弁済期が現実に到来していることが必要であると解した。そこで、以下において、民法505条１項と民法508条の相殺適状の意義について、順次検討することにする。

3　民法505条１項の相殺適状の意義如何

相殺適状に関しては、例えば、「双方の債権が相殺の要件を満たし、相殺の意思表示がありさえすれば有効に相殺がなされる状態(3)」、「かような要件（＝相殺の要件：筆者）を充たす債権の対立があること(4)」、「相殺に適するようになった（相殺しようとすればできる）状態(5)」、相殺するために「積極的に必要とされる一般的要件(6)」、「相殺の要件をそなえること(7)」などといわれるが、相殺適状のための相殺の要件の内容が問題となる。

そもそも旧民法が採用していた当然相殺制度（当然消滅主義）においては、相殺適状であれば、直ちに当事者間に債権債務消滅効が当然発生するので、相殺適状においては、債務消滅効果の発生面との関係が重要であり、相殺権(8)の発生の面は意識されることはないが(9)、現行民法が採用する意

（３）　乾昭三『注釈民法（12）債権（３）』（磯村哲編）（1970年・有斐閣）371頁。
（４）　我妻榮『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』（1985年・岩波書店）321頁。
（５）　中田裕康『債権総論（第３版）』393頁。また「どのような場合に相殺できるのか」にかかわる要件ともいう（中田・同395頁）。
（６）　内田貴『民法Ⅲ（第３版）債権総論・担保物権』（2006年・東京大学出版会）249頁。
（７）　川井健『民法概論３　債権総論（第２版補訂版）』（2012年・有斐閣）347頁。
（８）　我妻・前掲注（４）320頁は、相殺権の内容としては、「現在相殺することができる者の地位」に限らず、「対立する同種の債権の当事者として将来相殺によって

思表示による相殺制度（意思表示による援用主義）では、相殺の意思表示を媒介させることにより相殺権の発生と相殺の効力の発生を分離するとともに（相殺権の発生→相殺の意思表示→相殺の効力発生）、相殺の効力は相殺適状の時に遡及することとした(10)。そのため、相殺適状は、一面では相殺しようとすれば相殺ができる状態として相殺権の発生している状態と捉えうる一方、現実に相殺を行うためには最終的に対当額での債権債務の消滅という効果を相殺は発生させるものなので相殺の効果が有効に発生しうる状態になっていることとも捉えうることとなった。すなわち、相殺の意思表示ができる、相殺できる状態になっているか（相殺権の発生要件の充足状態）、相殺の意思表示さえあれば債務の消滅の効果を現実に発生しうる状態になっているか（相殺の効力発生要件〔現実の行使要件〕の充足状態）である。

そこで、学説では、前者の相殺できるかどうかの相殺権発生要件の観点からは、自働債権の弁済期が到来している場合には受働債権の弁済期が未到来でも原則として期限の利益を放棄すれば（民136条 2 項）相殺できるので、相殺適状のためには受働債権の弁済期の到来は必ずしも必要でないと語られることになる。例えば、BGB387条（相殺の要件として受働債権については履行可能であればよい旨定める。したがって受働債権については期限の利益を放棄しうる状態であればよい。）と同様に解すべきとした上で(11)、「期限の定めがあるときでも、期限の利益を放棄しうる場合には、これを放棄し

清算しうる合理的な期待をもつ者の地位」を広く含むべきとする。また潮見佳男『債権総論（第 2 版）―債権保全・回収・保証・帰属変更―〈法律学の森〉』（2001年・信山社）299頁参照。

（9）　我妻・前掲注（4）319頁は、当然消滅主義では相殺権を考える余地はないとする。

(10)　石垣・前掲注（1）146頁は、相殺適状の意味の変遷について述べ、相殺権が発生している状態としての相殺適状と債権債務の消滅額の計算時点（相殺適状時）としての相殺適状があることを明らかにする。

(11)　我妻・前掲注（4）327頁。BGB387条：2 人が互いに同種の目的である給付をなす債務を負担する場合において、各当事者は、自己の受ける給付を請求することができ、かつ自己の負担する給付を履行することができるようになったときは、他方当事者の債権と自己の債権を相殺することができる。

て相殺することができる[12]」とされる（受働債権弁済期到来不要説⇒期限の利益放棄可能時に相殺適状：本判決原審の考え）。そのほか、「債務者による期限の利益の放棄が可能な状況にありさえすれば、相殺をしようとする者が、これをただちに履行することができるのであるから、自働債権につきただちに履行を請求しうる場合には、相殺が可能であるというべきであり、相殺のための要件として、両債権につき『弁済期が到来していることを要する』、というのは不正確である。……受働債権の弁済期が定められているときも、乙はこの期限の利益を放棄して、甲に支払いをなしうるし、……いずれにせよ受働債権については、つねに相殺の要件がととのっている[13]」などといわれる[14]。

それに対して、後者の現実に債務消滅効を発生させる効力発生要件の観点からは、一般に、自働債権・受働債権の双方の債権の弁済期が現実に到来することが最終的には必要であるとされることになる（両債権弁済期到来必要説⇒期限の利益放棄・喪失時に相殺適状：本件最高裁の判決）。例えば、「いずれにしても、受働債権に弁済期の定めのある場合において、弁済期前に相殺をするときは、期限の利益の放棄を観念せざるを得ないとするならば、弁済期の定めのある受働債権が弁済期にあることは、相殺の要件と

（12）　我妻・前掲注（４）328頁。また我妻・同347頁では、意思表示を必要とした立法も、その効果に遡及効を認める結果、当然消滅主義に近づいているとし、これは多くの場合の当事者の気持ちを尊重することであり、また公平でもあるからであるとする。また自働債権の弁済期到来後受働債権の期限の利益を放棄して相殺する場合、原則、自働債権の弁済期を基準として差引計算すべきとする。古い文献であるが、石坂音四郎『日本民法　第三編債権総論下巻』（1917年・有斐閣）1541頁以下、1555頁及び1557頁註14も、一方当事者の相殺の意思表示によって相殺の効力が生ずるとの主義を我が国は採用しているので、双方の債権が同一の要件を具備する必要はないと述べ、受働債権は履行期にあることは必要でないとする。

（13）　鈴木禄弥『債権法講義（四訂版）』（2001年・創文社）412頁。なお、その少し前の箇所では、現実に相殺を行うためには両債権の弁済期の到来が必要とも述べている。

（14）　そのほか平井宜雄『債権総論（第２版））』（2001年・弘文堂）223頁、野澤正充『債権総論［セカンドステージⅡ］』（2009年・日本評論社）317頁など。

いわざるを得ない[15]」、「この要件は、相手方保護のためのものであり、自働債権について弁済期が到来していることが必要である。受働債権については、相殺しようとする者は、期限の利益を放棄すればよい（136条2項）。ただし、期限の利益の放棄又は喪失等により受働債権の弁済期が現実に到来していない限り、相殺適状にはないというほかない[16]」などといわれる。

もっとも、相殺できるかどうかについて、受働債権の弁済期未到来でも期限の利益を放棄して期限前でも相殺できるとするが、相殺権が発生している状態が相殺適状であるとは必ずしも明示していないものが多く、期限の利益を放棄することによって両債権の弁済期を現実に到来させて、相殺の効力を発生しうる状態（相殺適状）を作り、相殺できるといっているのか[17]（両債権弁済期到来必要説）、期限の利益を放棄すれば相殺できるので相殺できる状態（相殺適状）にあるといっているのか[18]（受働債権弁済期到来不要説）が必ずしも判然としない[19]。なお、このような場合の相殺適状について、受働債権の期限の利益放棄・喪失時か期限の利益の放棄可能時かを明確に意識した上で、自働債権の弁済期が到来した時（受働債権の期限の利益を放棄しなくても放棄しうる時）に相殺適状にあるとすると、自働債権の弁済期到来から相殺の意思表示までの期間、自働債権の債務者の履行遅滞が生じなかったものになってしまうことから、「期限の利益を放棄してなす相殺については、506条の適用につき期限の利益を放棄した時（放棄しうる時ではない）に相殺適状になったことになる[20]」とする見解もある。

（15）　倉田卓次監『要件事実の証明責任（債権総論）』（1986年・西神田編集室）285頁。

（16）　中田・前掲注（5）399頁。

（17）　潮見・前掲注（8）308頁。

（18）　角紀代恵『基本講義　債権総論（ライブラリ法学基本講義5）』（2009年・新世社）79頁。

（19）　例えば、中井美雄『注釈民法（12）債権（3）』（磯村哲編）（1970年・有斐閣）396頁の「受働債権は必ずしも弁済期にあることを要しない」という表現など。

（20）　平野裕之『プラクティスシリーズ債権総論』（2005年・信山社）132頁。なお、「相殺適状の要件の中で一方の利益にのみかかる場合には、相殺適状になくてもそ

ここでは、一部の見解を除いて、総じて本件のような相殺適状の問題について意識しないで、相殺の要件を満たした状態につき、相殺権の発生要件を充足した状態と相殺の効力発生要件を充足した状態とについて、各々、単に述べているにすぎないように思われる。それを超えて、例えば債務消滅の効果が相殺の意思表示から生じるのか相殺適状から生じるのかという我が国の相殺制度の構造（相殺の意思表示と相殺適状との関係）を踏まえて論じているようには思われない。すなわち、相殺の意思表示を重視し、一方当事者の意思表示が相殺の効果を生じさせるとする見解では、相殺適状は何らの効力も生じない（単に相殺権を発生させるだけ。遡及効は便宜と公平のため法律で認めた擬制とする遡及説）が、債務消滅効は相殺適状から生じるとする見解では、相殺の意思表示はそれを確定する法定条件にすぎず、遡及効を認めるのは当然とのことになる（条件説。この説では両債権弁済期到来必要説[21]へ傾く）。

相殺の意思表示による援用主義を採る現行民法（民506条１項）では、沿革は除き、遡及説が一般に支持されよう。条件説では、本来相殺適状時に債務が消滅するとの考えを基礎とするので相殺権が発生する余地がないなど、現行法との関係で問題が多い[22]。遡及説では相殺適状によって相殺できる権利が認められ、相殺の意思表示が相殺の効果を発生させると考えるので、相殺適状について相殺できるかどうかに着目すれば受働債権弁済期到来不要説に傾きやすい。ただ相殺の意思表示を重視しても対当額での双方の債務の消滅効を相殺の意思表示によって現実に発生させる前提としては

の利益を放棄してその一方からの相殺が許されるだけと考えるべき」とする。

(21)　石坂・前掲注（12）以下参照。石坂は、ドイツの学説の遡及説、条件説、影響説にしたがい、相殺の意思表示が遡及力を有する理由について、相殺の意思表示と相殺適状との関係（どちらを重視するか）から検討する。なお、影響説は、相殺の意思表示が相殺の効力を生じさせるが、相殺適状も相殺権発生以外に何らかの効力を生じさせるとし（折衷的見解）、どんな効力が生じるかは説が分かれているとする。乾・前掲注（３）371頁以下は、影響説の相殺適状の効果として、例えば相殺への合理的期待利益を挙げる。

(22)　石坂・前掲注（12）1529頁以下参照。

両債権の弁済期の到来は必要であるので、自働債権の弁済期到来があれば相殺権が発生するとはいえ、相殺適状の内容としては両債権弁済期到来が必要との説も採れないわけではない。むしろ、現行法上は、相殺適状は、民法506条 2 項の遡及効の及ぶ時点をも意味するので、公平の見地から債務消滅効を遡及させて両債権が実際に消滅する時点として両債権の弁済期が到来している時点を相殺適状と考える方が簡明であるように思われる（判旨①の実質的理由も回避できる）。また、最高裁平成25年判決が述べるように民法505条 1 項の文理から、さらには従来の判例の考え方との整合性からもそうである。例えば、差押えと相殺に関する最高裁昭和39年判決（最大昭和39年12月23日民集18巻10号2217頁）では、自働債権の弁済期が受働債権の弁済期より先に到来するケースについて「被差押債権（＝受働債権：筆者）の弁済期が到来して差押債権者がその履行を請求し得る状態に達した時は、それ以前に自働債権の弁済期は既に到来しておるのであるから」相殺できるとし、最高裁昭和45年判決（最大昭和45年 6 月24日民集24巻 6 号587頁）では、受働債権の弁済期が自働債権の弁済期より先に到来するケースについて「自働債権および受働債権の弁済期の前後を問わず、相殺適状に達しさえすれば」相殺できるとし、相殺予約について「期限の利益を放棄し、直ちに相殺適状を生ぜしめる旨の合意」とするなど、相殺を現実に行うことができる状態（相殺適状）のためには、両債権の弁済期が到来していることを必要としている。民法505条 1 項の相殺の要件としての相殺適状について、一連のこれらの判例の考え方と異なる解釈は採用しづらいように思われる。

4　民法508条の相殺適状の意義

最高裁平成25年判決は民法508条の相殺適状を考えるに当たって、民法505条 1 項と同508条の相殺適状が同義であることを当然の前提としているが、そもそも民法508条の相殺を対抗するための相殺適状（「相殺に適する

ようになっていた場合」）と、民法505条１項の相殺の要件としての相殺適状（「二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるとき」）や民法506条２項の相殺の効力が遡及する時点としての相殺適状（「双方の債務が互いに相殺に適するようになった時」）が同義かどうかが問題となる。(23)

（１）　民法508条の文理

文理上、民法508条は、時効によって消滅した債権が時効消滅前に相殺できる状態になっていれば、その債権者は相殺できると規定し、双方の債務が相殺できる状態になっていればとはいっていない。したがって、民法505条１項とは別意に解釈して、時効消滅前に自働債権につき弁済期が到来していれば（受働債権についてはいつでも期限の利益を放棄できるので自働債権については相殺できる状態といえる：いわば片面的相殺適状であれば）、その後の相殺で時効に対抗できると述べているようにも読める。(24) またこの規定は、別の面からは、時効による債権の消滅の意味内容を明らかにする消滅時効の効果に関する規定であり、(25) したがって比較法的には時効の箇所に規定されてもよい点からも(26)相殺の箇所の「相殺適状」とは別意に解する余地がありうる。

---

(23)　水津・前掲注（１）96頁参照。また石垣・前掲注（１）146頁は、民法508条の相殺適状の意味を明らかにするには民法505条を持ち出すだけでは判断できないとし、民法508条自体の検討が必要であるとする。

(24)　藤澤・前掲注（１）80頁は、民法508条の文言は、相殺適状ではなく自働債権の弁済期到来のみを要求しているとも読むことができるとする。また水津・前掲注（１）96頁は、両者を同一に解する必然性はないとし、民法508条の相殺適状について、双方当事者の相殺適状と一方当事者の相殺適状の両者の可能性について検討する。

(25)　星野英一『民法概論Ⅲ（債権総論）』（1984年・良書普及会）294頁。

(26)　水津・前掲注（１）96頁。

（2） 民法508条の趣旨

そこで、民法505条１項の相殺適状と民法508条の相殺適状が同義か、それとも別意なのかどうかを考えるに当って、まず民法508条の趣旨がどうなのかを考える必要がある。

民法508条の趣旨については、最近の見解では、例えば、清算信頼保護説、相殺期待保護説、相殺対抗説などに分類して検討されている(27)。

通説と目される清算信頼保護説は、双方の債権が相殺適状にあると、通常の当事者は、債権債務は決済された・清算済みであるものと信頼することや、相手方から請求を受けてはじめて相殺の意思表示をすることから、相殺権の行使を期待できないため、自働債権が時効にかかった後にも相殺を許したとする(28)。相殺対抗説も、双方の債権が相殺適状にあると、自己の債権の権利行使をしても相手方からの相殺で対抗されると考えることから、債権者に権利の行使を期待できないため、時効の不利益を課すべきでないとその趣旨を説明する(29)。これらの説では、「清算された」、「相手方から相殺を対抗される」という点から、双方の債権の弁済期が到来していることが前提とされていよう。したがって、基本的には民法505条１項の相殺適状と同義に解されよう。

それに対して、相殺期待保護説は、時効消滅前に相殺適状にあった場合には相殺の要件を充足しているため将来の相殺に対する期待（＝「相殺適

---

(27)　ここでは松久・前掲注（１）34頁以下の分類にしたがう。

(28)　我妻・前掲注（４）325頁、中田・前掲注（５）398頁ほか。なお、この説では相殺適状によって債務が消滅したとの信頼保護は意思表示による援用主義と矛盾するとの批判がある。石垣・前掲注（１）147頁は、民法508条は当然消滅主義の残滓の規定であると考えて、相殺適状によって債権債務が消滅したとの信頼の保護を説明する。因みに、ドイツ民法にも同様の規定が BGB215条（旧390条２文）にあり、その趣旨は、相殺適状を顧慮して自分の債務を免れたと信じ、それゆえ権利行使しなかった債務者が失望させられるべきでないとする者が多い。Vgl. Gernhuber, Die Erfüllung und ihre Surrogate, S. 299.

(29)　松久・前掲注（１）35頁。松久三四彦ほか「時効法の改正に向けて」法時85巻12号74頁。

状に達したときの当事者の相殺への期待および相殺によって受ける利益の保護」）が極めて強いので時効利益よりも相殺の期待を保護する趣旨とする。[30] なお、この説では相殺適状の意義について両債権の弁済期の到来が必ず必要であると考えているのかどうか若干不明確であるが、さらに「消滅時効にかかった債権であっても、時効完成前に相殺適状になっていれば（ここでは、反対債権の弁済期が到来していれば、ということ）、これを自働債権として相殺することができる（508条）。起草者は、反対債権の時効完成を待って請求されたらもはや相殺ができないというのでは不公平だと説明していたが、最近では、相殺できるという期待を保護する規定であると説明されている」（傍点筆者）[31]と明示するものもある。したがって受働債権について期限の利益を放棄すればいつでも相殺できるので放棄可能性の時点で相殺適状にあると考える本件平成25年判決の一審や原審の考えは基本的には相殺への期待の保護というこの範疇に入るように思われる。[32]

この説は、近時の当事者の相殺への期待を保護する方向で展開されてきている判例・学説の流れに沿うものである。この説に対しては、自働債権が時効にかかった後でも、相殺への期待がなぜ保護されるのかを直接述べていないとの批判がある。[33] しかしこの説では、時効消滅前に「相殺に適するようになっていた場合」（相殺の要件充足）には、相殺できるとの期待が高く、そのため相殺しようと思えばいつでも相殺できると思い、相殺を怠ってしまった者を保護しようとするものである。また相殺の場合は相殺の意思表示が、時効の場合は時効の援用が効果の発生のためには最終的に必要であるところ、相殺では「相殺に適するようになっていた場合」にはいつでも相殺できるとの期待が自働債権の債権者に発生する一方、時効では

（30）　平井・前掲注（15）224頁。

（31）　大村敦志『基本民法Ⅲ　債権総論・担保物権（第２版）』（2005年・有斐閣）58頁。

（32）　松久・前掲注（１）35頁以下は、両債権の弁済期が到来している場合の相殺期待保護説と区別して、原審のような考えを繰上げ相殺期待保護説という。

（33）　松久・前掲注（１）38頁。

自働債権の時効消滅の期待は時効期間の完成後に発生する（完成前においてはいつ時効が中断するかなど不確定要素が多い）ので、時効の完成による時効の利益への期待が先か相殺への期待が先かで相殺の主張と消滅時効の主張の優劣を決することも十分ありうるのではなかろうか。なお、民法508条を時効消滅前に「相殺に適するようになっていた場合」に相殺に対する期待を保護しようとの趣旨に解すれば、同条の相殺適状は、現実に相殺するための要件としての民法505条１項の相殺適状とはその趣旨を異にするので別意に解する余地がありうる(34)。

このように、民法508条の趣旨を相殺に対する期待の保護と捉えると、同じく相殺の期待の保護を問題とする差押えと相殺、債権譲渡と相殺などとの関係が問題となる。

（３）　債権譲渡と相殺での利益調整との比較：自働債権と受働債権がどのような状態であれば、「譲渡人に対して生じた事由」≒「相殺に適するようになっていた場合」に当たるか

すでに他の評釈で示唆されているように(35)、相殺の利益と他の利益が衝突する場面では、自働債権と受働債権がどのような状態であれば相殺を対抗できるかを問題とする「差押えと相殺」や「債権譲渡と相殺」などでの利益調整との関係が問題となる(36)。

(34)　水津・前掲注（１）96頁は、金山・前掲注（１）７頁や北居・前掲注（１）325頁を引用しながら本最高裁判決のように解して両債権の弁済期の到来が必要とすると、時効消滅前に期限の利益を放棄できる者は限られた者であり、時効消滅前に期限の利益を放棄する場合には相殺の意思表示もするであろうから、民法508条の意味がなくなってしまうとし、そのため別意に解する余地があるとする。

(35)　藤澤・前掲注（１）80頁は、昭和45年判決等にいう相殺期待（自働債権と受働債権の対立があれば認められる）を民法508条においても採用することができなかったかは若干疑問であるとする。また、水津・前掲注（１）96頁、中田・前掲注（５）398頁、金山・前掲注（１）８頁も、差押えと相殺などの場面と比べて厳しいという。

(36)　平井・前掲注（15）223頁は、民法505条１項の相殺適状一般においても、両債権の弁済期が到来することの要件との関係で差押えと相殺における判例準則を問題

ここでは、とくに債権譲渡と相殺の場合に着目したい。民法468条２項では、周知のように、債権譲渡がなされた場合、譲渡の通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって債務者は譲受人に対抗することができる旨を定めるが、譲渡人に対して生じた事由として、譲渡通知前に債務者がもっていた反対債権でもって相殺を対抗するためには、反対債権（自働債権）と被譲渡債権（受働債権）の弁済期の到来がどのような状態であることが必要か（双方の弁済期到来が必要かなど）が問題となる。

この場面では、見方によっては債務者と債権の譲受人との間（債権の譲受人を直接の相殺の相手方[37]とした、債務者の相殺が問題となっており、最終的にはこの両者は相殺当事者間と捉えうる）でなされた相殺の可否が問題とされており、債務者と譲渡人間の相殺の効力を第三者に対抗できるか（相殺の第三者効）という問題とは異なる側面がありうる[38]。したがって、時効消滅した自働債権の債務者を相手方とした相殺当事者間で問題となる民法508条の場面と共通する面がある。加えて、後者においては、時効によって消滅した債権であっても時効消滅前に相殺できる状態にあったことに該当すれば相殺を認め、前者においても、債権譲渡の対抗要件を具備して有効に譲渡された、債権の帰属が変わった債権であっても、譲渡通知前に譲渡人に対して生じた事由に該当したことになれば相殺を認める結果、両者とも、時効消滅前や譲渡通知前に自働債権と受働債権がどのような状態であれば相殺の相手方の利益を奪うことになってもよいといえるかを問題としているといえよう[39]。また、両者とも、「相対立する債権が存在すること」

とする。

(37)　また相殺の意思表示の相手方は受働債権の譲受人とされる（大判大明治38・６・３民録11輯847頁、最判昭和32・７・19民集11巻７号1297頁）。

(38)　差押えと相殺の場面における第三債務者と債務者間の相殺を差押債権者に対抗できるかとの問題とは異なり、債権譲渡と相殺では債務者と譲渡人間で相殺できた権利を譲受人にいえるかが問題となっている。

(39)　相殺への期待といっても、厳密には、例えば潮見・前掲注（８）548頁は、差押えと相殺が問題となる局面と異なり、債権譲渡と相殺では、債権流通の安全性と債務者の利益保護の調和点をどこに求めるか、抗弁事由の対抗を打ち切る基準時を

という相殺の要件が相殺する時点で一部欠けている場合（後者は対立債権の一方が時効により消滅した場合、前者は受働債権の譲渡により債権の対立性が失われた場合）にも、それが欠ける前に相殺しうる状態などにあったような場合には相殺を認めて相殺に対する期待を有する者を保護しようとするものであり、その点でも類似している。

以上のことから、時効消滅した債権であっても、時効消滅前にどのような状態であれば相殺に適するようになっていた場合に該当するとして相殺を主張できるかを考えるに当たって、債権譲渡と相殺での利益調整の仕方は参照されてよいと考える。もちろん、時効（証明困難の救済・事実状態の保護、権利不行使へのサンクション）と債権譲渡（債権流通の安全の保護）との制度目的の違いが存在することを勘案した上でということである。(40)

債権譲渡と相殺の問題については、周知のように、相殺適状説、制限説、無制限説などが主張されている。

判例は、譲渡通知前に反対債権を取得していることを前提に、両債権の弁済期が到来している場合(41)や反対債権の弁済期はすでに到来しているが、被譲渡債権の弁済期が未到来の場合(42)に、相殺を譲受人に対抗できるとす

どこに設定するかが問題となるとし、中田・前掲注（5）415頁は、511条は、第三債務者の相殺に対する期待保護の問題であり、468条 2 項は債権流通の安全と抗弁事由の存続との調和が問題であるとする。

(40)　なお、時効消滅した自働債権の債権者が、また譲渡された受働債権の債務者がそれぞれ相殺を主張する場合なので両者に違いがあるように思われるが、いずれの場合も実質的には受働債権について履行の請求を受ける又は受けうる受働債権の債務者の視点からの相殺（主に公平機能）が問題となっているように思われる。差押えと相殺の場面のように、一般債権者どうしが受働債権から満足を受ける際の優劣が問題となる自働債権の債権者の視点からの相殺（主に担保的機能）が問題となっているわけではない。なお、潮見佳男『プラクティス民法　債権総論（第 4 版）』（2012年・信山社）492頁参照。

(41)　大判明治34・2．21民録 7 輯 2 巻98頁。

(42)　大判昭和 8 ・ 5 ・30民集12巻1381頁。山地・前掲注（1）2910頁は、その注（16）で、相殺の要件の場面と債権譲渡と相殺の場面を区別して扱う石坂音四郎博

る。問題なのは、譲渡通知の時に両債権の弁済期が未到来の場合についてである。これに関して、周知のように特殊な事案が問題となった昭和50年判決（最判昭和50年12月８日民集29巻11号1864頁）がある。すなわち、売掛代金債権の譲渡を譲渡会社の取締役兼従業員が受けた（債権譲渡はこの取締役の手形紛失の弁償を原因としてなされた）のに対し、被譲渡債権の債務者は譲渡通知前に譲渡会社に対して手形債権を有していたところ（なお、手形債権の弁済期よりも売掛代金債権の弁済期が先に到来するケースであり、譲渡通知時に両債権とも弁済期が未到来であった）、その後、譲渡会社が倒産したため（期限の利益喪失）、譲受人から被譲渡債権の請求を受けた債務者が手形債権と被譲渡債権との相殺を主張して争った事案である。そこで、譲渡通知前に両債権の弁済期が未到来で、しかも受働債権の弁済期が自働債権の弁済期より先に到来する場合に、相殺で譲受人に対抗できるかが争われたが、判決では、本件事実関係のもとでは、被譲渡債権の債務者は相殺を譲受人に対抗できるとした。この判例については、差押えと相殺の場合と同趣旨の無制限説を採用したものとの理解もある[43]が、学説上一般に、この判決は事例判決であり、その一般化には慎重な見解が強い[44]。

学説では、一部では相殺適状説も有力に主張されており[45]、この説は、債権流通の安全をより強化すべきとの観点から、債務者の相殺への期待は文字通り現実に相殺しうる状態（可能性ではない）になっていた場合にはじ

士と鳩山秀夫博士の見解を紹介する。民法505条１項と民法468条２項の趣旨の違いに着目しており、本稿で問題としている民法505条１項と民法508条との関係の捉え方の萌芽を見ることができる。

(43)　近江幸治『民法講義Ⅳ　債権総論（第３版補訂版）』（2014年・成文堂）369頁、大村・前掲注（31）66頁など。

(44)　特殊な事実関係の下での判断であること、裁判官評決が３対２であったこと、無制限説は補足意見で述べられているにすぎないことなどから。川井・前掲注261頁、潮見・前掲注（８）631頁。同・前掲注（41）（プラクティス民法）490頁、中田・前掲注（５）415頁。

(45)　潮見・前掲注（８）549頁、米倉明「相殺の担保的機能」民法の争点Ⅱ・88頁。

めて譲渡人に対して生じた事由に該当すると認める点に債権譲渡と相殺の調和点を見出すことになる。これと平仄を合わせれば、最高裁平成25年判決のように、民法508条の場面でも双方の債権の弁済期到来が必要ということになる。

それに対して、無制限説では債務者の相殺への期待を保護しすぎ(46)、相殺適状説では債権譲渡に関与しない債務者の立場が弱すぎると(47)し、債権流通の安全性の保護や債権譲渡禁止特約という自衛策の存在と、債権譲渡に無関与の債務者の相殺への期待の保護の調和を図る基準点として制限説（自働債権の弁済期が受働債権の弁済期より先に到来する場合に相殺の対抗を認める）が学説の主流である(48)。

ところで、今般の債権法改正案では、債権の譲渡における相殺権と題する469条を新設し、その 1 項で無制限説を採用することを明らかにするとともに、 2 項で、対債務者への対抗要件具備より後に取得した債権であっても、対抗要件具備前の原因に基づいて取得した債権（ 1 号）や譲受人が取得した債権の発生原因に基づいて生じた債権（ 2 号）による相殺をもって対抗できる旨を定め、相殺に対する期待の保護を、無制限説を超えてさらに拡張している(49)。これは、改正案466条 2 項(50)で、当事者が譲渡制限の意

---

(46)　我妻・前掲注（ 4 ）536頁。

(47)　中田・前掲注（ 5 ）416頁など。

(48)　中田・前掲注（ 5 ）416頁、内田・前掲注（ 6 ）263頁ほか多数。

(49)　2015年 3 月31日に提出された債権法改正法案の469条（債権の譲渡における相殺権）：

第469条

（ 1 ）　債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。

（ 2 ）　債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。

1　対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権

2　前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権

思表示をしたときでも、債権譲渡の効力は妨げられないとして譲渡禁止特約の効力を弱めたことに対応して、債務者の相殺保護を強化した面があろう。もっとも、この改正案には、①債権譲渡と相殺の問題と譲渡禁止特約の問題は元々リンクする問題ではなかったところ、昭和50年判決の判例批評が無制限説を批判するために作りだしたものである、②譲渡禁止特約の効力を弱めたといっても無制限説以上に相殺への期待を保護する理由がない、③譲渡禁止特約の効力を弱める規定から預貯金債権を除外したので金融機関に配慮する必要はない、むしろ資金調達取引にとって相殺可能な状況の後日の増大は資金調達の阻害要因となるなど、厳しく批判されている(51)。

改正案の当否は措くとしても、近時における債務者の相殺への期待の保護の高まりの状況の中で、債権の譲受人と債務者の利益状況に配慮して調和を図ろうとする制限説が少なくとも支持されてよいであろう。「債権譲渡と相殺」と「消滅時効と相殺」における問題構造の類似性や考慮されるべき利益状況の類似性の点から、制限説の調整方法（相殺適状説と無制限説の中間的処理）が参照されるべきである。もっとも、債権譲渡の場合には、債権譲渡に無関与の債務者の要保護性が高いのに対して、消滅時効の場合には、自働債権の債権者が時効消滅させてしまった点などから、この場合の債権者を保護するためには、「相殺に適するようになっていた場合」に民法508条で限定されている。その点を考慮すると、両債権の弁済期の

（3）　第466条第4項の場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条第4項の相当の期間を経過した時」とし、第466条の3の場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条の3の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

(50)　債権法改正案の第466条2項：当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

(51)　池田真朗「民法（債権関係）改正要綱仮案になお残る問題提案―債権譲渡制限特約、債権譲渡と相殺、債務引受―」銀行法務21・781号39頁。譲渡禁止特約の効力が弱まったため、無制限説の批判の根拠を失い、ほとんど反対されることなく決まったとされる。

到来が必要との見解は狭すぎるが、「相殺に適するようになっていた場合」というその文言から、制限説における両債権の弁済期未到来の場合に自働債権の弁済期が先に到来するときとは解すことができないので、片面的相殺適状と解し、自働債権の弁済期が到来していれば受働債権の弁済期はまだ到来していなくてもよい（いわゆる修正相殺適状説[52]と同じ）と考えられよう。換言すれば、時効消滅前に相殺できる権利・地位が発生していれば（相殺権発生要件を充足している相殺適状）いつでも相殺できるとの期待があったとしてその後の相殺の主張を認めてよいであろう。なお、考慮されるべき利益状況としては、①消滅時効と相殺の場面における、債権や相殺権の行使による時効中断などの自衛策の存在と債権譲渡と相殺の場面における債権譲渡禁止特約の存在が、②前者では、同種の債権を持ち合う結果、自働債権の弁済期が到来済みの場合には消滅時効などは思いもよらず受働債権の期限の利益を放棄していつでも相殺できると思っている者（ある意味で一種の錯誤者）、あるいはそもそも自働債権の存在を知らなかった者[53]といった権利行使に期待可能性がない者の保護と、後者における債権譲渡に無関与の債務者の保護が、大まかにはパラレルに考えられよう。また債権譲渡と相殺においては、相殺を制限する考慮事由として、公示のない相殺で、当該債権について優先的地位にある債権の譲受人を害すべきでないことが挙げられるが、消滅時効と相殺の場合には、双方が同種の債権を持ち合っている場合なので一般的には相手方は相殺の可能性を認識しうる立場にあるといえる。

以上のことから、債権譲渡や差押えの場合などを超えて、消滅時効の場合だけ、相殺者を保護するためには時効消滅前に双方の債権の弁済期の到来が必要との理由は見出しがたく、いわゆる相殺適状説的な考えは、受働債権の債務者の保護に欠けるように思われる[54]。

（52）　最判昭和32・７・19民集11巻７号1297頁など。

（53）　このような者も相殺できる地位にあったので相殺への期待を有していたといえる。

5　むすび

以上、検討してきたところから、私見は以下のようになる。

民法505条１項の相殺適状であるためには、双方の債権の弁済期が現実に到来していることが必要である。なお、自働債権の弁済期が到来している場合には、期限の定めのある受働債権については弁済期が未到来でも受働債権の債務者はいつでも期限の利益を放棄することができ、期限の利益を放棄すれば受働債権の弁済期が到来して双方の債権の弁済期を到来させること（結果、相殺適状をもたらすこと）ができるので、この要件との関係では自働債権の弁済期が到来していることが重要である。

それに対して、相殺の利益と他の利益（差押債権者の利益、債権の譲受人の利益、時効消滅の利益など）が衝突する場面においては、相殺に対する期待の保護との関係で考える必要がある。時効消滅の利益を犠牲にして相殺を保護するためには、相殺に対する期待が強い場合が必要であるとして、時効消滅前に双方の債権の弁済期が到来していることが必要とも考えうるが（いわゆる相殺適状説と同様）、近年の相殺に対する期待の保護の強まりからすれば、また債権譲渡と相殺との比較から、民法508条の相殺に適するようになっていた場合とは自働債権の債権者から見て相殺ができる状態であればよく（片面的相殺適状）、時効消滅前に自働債権の弁済期が到来していれば（民法508条の相殺適状：相殺権発生要件充足）、その後の相殺（民法505条１項の要件を充足した）を対抗できる。相殺の効力が遡及する時点は、その後の相殺適状時（両債権の弁済期到来時）とする（民法505条１項、506条２項）。また、相殺の意思表示前に受働債権の弁済期が到来していなかった場合には、相殺の意思表示をした時点（この場合にはこの意思表示に

(54)　もっとも、時効完成前に相殺権が発生していればいつまでも時効より優先するのは行き過ぎであるので、信義則で相殺の主張が制限される場合は当然認められることになる。

期限の利益の放棄の意思も含まれるので）から相殺の効力を生じる。そのことによって自働債権の弁済期到来時まで遡及するとした場合の問題も回避できる。(55)

最高裁平成25年判決は、相殺の意思表示があれば相殺の効果を現実に発生しうる要件としての相殺適状（また遡及効が及ぶ時点）と、消滅時効に対して相殺で対抗するための要件としての相殺適状が同義であることを当然視している点で、問題状況を見誤っていると考える。(56)

なお、民法508条については、時効の面からのアプローチも必要であるが、本稿では相殺の面から一般論的な検討を試みた。

---

(55)　最高裁平成25年判決の判旨①の実質的理由（不相当）の問題。受働債権の債務者が利息の支払いを免れること、債務者が行った弁済の効力、債務者の弁済猶予の利益の問題など。加毛明・百選Ⅱ（第７版）43事件89頁ほか参照。

(56)　なお、本稿で検討してきた相殺適状の意義から一般論として最高裁平成25年判決の事案について見ると、過払金返還請求権の消滅時効完成前（平成18年10月前）に、借主Ｘには相殺権が発生していたため（平成15年１月：片面的相殺適状・相殺権発生要件充足）、過払金返還請求権と貸付金残債権とをいつでも相殺できるとの期待が本来あったはずなので、公平の見地から相殺権行使につき期待可能性がなかった借主Ｘを保護するため、貸金業者Ｙの過払金返還請求権の消滅時効の主張よりも、借主Ｘの相殺の主張を認めるべきこととなる。また、相殺の効果としての債務消滅効は原則として双方の債権の弁済期が到来した時点（期限の利益を喪失した平成22年７月）に遡及することとなる。